【契約の概要調書】

(契約件名)

気象庁入退館管理システム等の保守

契約の概要

本件は、気象庁本庁庁舎、札幌管区気象台及び仙台管区気象台に設置している気 象庁入退館管理システム等の定期及び緊急保守及びソフトウェアサポート、並び に運用支援を行い、システムの安定稼働を維持に資することを目的とする。

〇保守期間

平成 25 年 4 月 1 日 (月) ~平成 26 年 3 月 31 日 (月)

〇保守概要

システム定期及び緊急保守、ソフトウェアサポート、運用支援

〇履行場所

気象庁本庁 東京都千代田区大手町1-3-4

札幌管区気象台 北海道札幌市中央区北2条西18

仙台管区気象台 宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-15

仙台第三合同庁舎

注意点等

技術審査資料の提出期限

平成25年3月4日(月)17時まで

・参加方式確認書類の提出期限 平成25年3月4日(月)17時まで

- 最低価格落札方式
- 電子入札対象案件

入札公告

下記のとおり一般競争入札に付します

記

1. 競争入札に付する事項

(1) 件 気象庁入退館管理システム等の保守(電子入札対象案件) 名

(2) 履 容 仕様書のとおり 場 (3) 履 所 仕様書のとおり 行

(4) 履 期 間 平成25年4月1日~平成26年3月31日

- 2. 競争に参加するものに必要な資格
- 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。な お、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条 中、特別の理由がある場合に該当する。 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- 平成22・23・24年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」におい て、競争参加資格を有する者。

但し、入札書提出期限までに、平成25・26・27年度に有効となる競争参加資格審査申請を 行っていること。

- 気象庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業 等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 予決令第73条の規定に基づき支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
- 3. 入札説明書及び契約条項を示す場所及び問い合わせ先

東京都千代田区大手町1-3-4

気象庁総務部総務課調達管理室第一契約係

03-3212-8341 (内線2187)

- 4. 入札説明書等の交付期間等
- (1) 交付期間 平成25年2月8日 から 平成25年3月1日 17時まで
- (2) 交付場所 上記3.に同じ
- 電子データで交付する(電子媒体(USBメモリー、CD-R)要持参)。 (3) 交付方法
- 5. 証明書等提出期限等
- (1) 提出期限 平成25年3月4日(月) 17時
- (2) 提出書類
 - (A) 電子入札方式 証明書等(資格審査結果通知書等)及び確認書
 - (B) 紙入札方式 証明書等(資格審査結果通知書等)及び紙入札方式参加願
- 6. 入札執行日時・場所及び入札書の提出方法
- (1) 入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、契約担当官等の承諾を得た場合は、紙によ
- (2) 入札書の締め切り

14時

(3) 開札日時・場所 平成25年3月14日 (木) 14時 気象庁総務部613共用会議室

7. 入札保証金及び契約保証金 免除する。

- 8. その他
- (1) 2. に示す資格を有しない者及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した 金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格 とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わ ず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格を もって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行 がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を 乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の 価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

- (4) 落札決定後、契約書を作成する。
- (5) 本調達は、平成25年度予算の成立を条件とする。

平成25年2月8日

支出負担行為担当官

気象庁総務部長 野 俣 光孝